

令和 7 年度仁木町民スキー場看板作成委託業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

令和 7 年度仁木町民スキー場看板作成委託業務に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

令和 7 年度仁木町民スキー場看板作成委託業務

(2) 業務目的

仁木町民スキー場は、昭和58年度に開設以降、冬季スポーツの振興を図ってきたが、設備の老朽化に伴い、リフト・ナイター照明改修工事によって、本年12月にリニューアルオープンを予定している。今後は、プロモーションやマーケティング力等を向上させ、周辺施設である「コンサドーレ仁木パーク（ふれあい遊トピア公園）」を含めた一体的な誘客促進を図るため、印象的な看板作成を行うことを目的とする。

(3) 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 20 日（金）まで

(4) 提案上限額

5, 2 5 5, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、提案上限額を超える提案については、無効とする。

3 スケジュール

令和 7 年 11 月 5 日（火）	公募開始
11 月 13 日（木）	質問の締切
11 月 14 日（金）	質問の回答
11 月 19 日（水）	参加表明書の締切
11 月 28 日（金）	提案書の締切
12 月 2 日（火）	プレゼンテーション（ヒアリング）
12 月 3 日（水）	審査結果通知

4 提案資格

本業務に係る公募型プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件（以下「提出資格」という。）の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 仁木町の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 仁木町建設工事等入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成15年仁木町告示第 4 号）

の規定による指名停止措置の期間中でない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をしている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団、又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団、又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的、又は積極的に暴力団の維持、又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体、又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと。

(7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体、又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

(8) 業務を一括再委託しないこと。

5 質疑・回答

本実施要領及び仕様書についての質問は、下記のとおり行うこと。

(1) 提出方法

ア 質問書（別記第1号様式）により、FAX又は電子メールで送信すること。

イ 送信後、電話にて到着の確認（開庁時間内）を行うこと。ただし、電話及び来庁による質問は一切受け付けない。

(2) 期 限

令和7年11月13日（木） 午後5時00分まで

(3) 提 出 先

〒048-2492 余市郡仁木町西町1丁目36番地1 仁木町産業課商工観光振興係

電話:0135-32-3951 FAX:0135-32-2648

メール:syoukou02-niki@town.niki.hokkaido.jp

(4) 回 答 日

令和7年11月14日（金）予定

(5) 回答方法

質問書（別記第1号様式）に記載のFAX又はメールアドレスに返信する。

なお、回答は参加申込及び提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

また、質問の内容により、事業者の選定において公平性を保てないと判断した場合には、回答しないこととする。

6 応募方法

(1) 仕様書等の交付

仕様書、各種様式の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和7年11月5日（水）から令和7年11月12日（水）まで

イ 交付方法

仁木町ホームページにてダウンロードすること。

(2) 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

番号	書類名	注 意 事 項
①	公募型プロポーザル 参加表明書(第1号様式)	ホームページより記載様式をダウンロードして、様式に従い記載すること。
②	提案書(第6号様式)	ホームページより記載様式をダウンロードして、様式に従い記載すること。
③	企画提案説明書(任意様式)	②提案書の記載事項について、A4（縦又は横で統一）で作成すること。なお、デザイン・形状・寸法・立面（イメージ図）及び設置方法を記載すること。
④	実施体制図(任意様式)	②提案書の記載事項について、実施体制図並びに本業務の責任者及び従業者についての職務経歴をA4（縦又は横で統一）で作成すること。
⑤	見積書(任意様式)	税抜とすること。

ア ①の書類を提出後、公募型プロポーザル参加資格確認通知書の通知を受けたのち「②～⑤」の書類を提出するものとする。

イ ②の提案書については、③企画提案説明書（実施要領・仕様書を参考にして、専門用語などは必要に応じて注釈を付し、わかりやすく記載すること）、④実施体制図を添付すること。

提出部数は８部（正本１部、副本７部）とし、正本１部、副本１部のみ余白に会社名等を記入すること（副本６部については、会社名等を除くこと）。

（３）提出期限

① 令和７年１１月１９日（水）午後５時００分まで

②～⑤ 令和７年１１月２８日（金）午後５時００分まで

（４）提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は、土・日・祝祭日を除く午前８時３０分から午後５時までとする。郵送の場合は提出期限までに必着とし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

（５）提出先

〒048-2492 余市郡仁木町西町１丁目36番地１ 仁木町産業課商工観光振興係

７ 審査方法

本実施要領及び仕様書に基づき提出された提案書等について、企画提案者からのプレゼンテーションを実施後、仁木町プロポーザル選定委員会において内容の審査及び採点評価を実施し、企画提案者ごとに合計した点数が最も高い者を選定する。

（１）プレゼンテーション実施予定日

令和７年１２月２日（火）（時間は別途通知）

（２）実施場所

〒048-2492 余市郡仁木町西町１丁目36番地１

仁木町役場２階 会議室２

（３）提案及び質疑応答時間

説明２０分以内、質疑応答１０分以内

（４）参加人数

３名以内

（５）使用機器

プレゼンテーションに使用するパソコン等は参加者が用意すること。なお、パソコンを使用する場合、電源、モニタ、HDMIケーブル、延長ケーブルは町の用意したものを利用できる。

(6) 審査基準

以下の審査項目とする。

項番	審査項目及び内容	
1	本業務への取組体制・遂行能力	
	(1)	本業務の目的を踏まえた考え方及び具体的な取組方針となっているか
	(2)	過去の類似事業等の実績、ノウハウ、管理責任者の経験、資格などの業務の遂行能力は十分であるか
	(3)	業務の実施体制、危機管理体制、安全管理は十分であるか。
2	提案内容	
	(1)	看板デザインは、町の特性を把握し、宣伝するようなデザインとなっているか。
	(2)	配色及び景観を考慮しつつ、目につきやすいものとなっているか。
	(3)	独自の視点、工夫があり、話題となるような着想があるかどうか。
	(4)	屋外で長期間の使用に耐えうる耐久性があるかどうか。

なお、合計点が同点である場合は、選考委員の多数決により選定するものとする。

(7) その他

ア 欠席した場合は辞退したものとみなす。

イ 事業者の選定にあたり、審査項目による配点の区分は公表しない。

ウ 提出意思確認書（第5号様式）による提出の意思を申し出た者が1者となった場合でも、プレゼンテーションは実施する。

8 審査結果

(1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての企画提案者に通知する。

(2) 通知時期 令和7年12月3日（水） 郵送又は電話

9 その他の留意事項

(1) デザイン及び掲載内容については、委託者との協議により決定するため、企画提案による掲載内容及びデザインは変更する場合がある。

(2) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。

緊急時等のやむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取消すことがある。

なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を仁木町に請求することはできない。

(3) 提出後における提案書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、町から指示があった場合を除く。

(4) 提出された全ての提出書類は返却しない。

- (5) 提出された提案書等は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- (6) 提案書の提出は1者につき1案とする。
- (7) 審査結果に対する異議申立は受け付けない。
- (8) 提出された提案書等は、仁木町情報公開条例（平成16年条例第10号）に基づく情報公開請求の対象となる。ただし、事業を営む上で、競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの等は、非開示となる場合がある。
- (9) 企画提案者は、必要書類の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。
- (10) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨単位は日本国通貨に限る。